

県立学校コンプライアンス推進に関するアンケート調査結果について

- 1 『コンプライアンスハンドブック』を所属教職員一人ひとりに配付しましたか。

ア	配付した	100%
イ	配付していない	0.0%

・100%配付は完了している。

- 2 校内のコンプライアンス研修・啓発活動で、『コンプライアンスハンドブック』を何回使用しましたか。

ア	3回以上	16.7%
イ	2回	35.4%
ウ	1回	47.9%
エ	使用していない	0.0%

・すべての学校が、1回以上使用している。

・16.7%の学校が、3回以上使用している。

◇引き続き有効な活用をお願いします。

- 3 研修・啓発活動の出席者を確認していますか。

ア	確認している	95.8%
イ	確認していない	4.2%

・4.2%の学校が、確認できていない。

◇周知徹底のために、何らかの方法で確認をお願いします。

- 4 研修・啓発活動の欠席者には、どのように対応していますか。

ア	欠席者を集めて、内容を周知している	16.7%
イ	資料の配付を行っている	81.3%
ウ	特に対応していない	2.1%

・ほとんどの学校で、欠席者への対応ができています。

・特に16.7%の学校が、欠席者を集めて周知の徹底を図っている。

◇配付するだけでなく、職朝などで要点を説明するなど、欠席者にも周知徹底できるよう対応をお願いします。

- 5 飲酒運転防止の対策として、飲酒を伴う会合を開催する場合、帰宅方法の事前確認を参加者に対して行っていますか。

ア	行っている	39.6%
イ	その他の予防策を行っている	52.1%
ウ	行っていない	8.3%

・91.7%の学校が、何らかの対策を行っている。

・その他の予防策

* 職朝や開会時に飲酒運転防止や車使用禁止の呼びかけを行う。

* ハンドルキーパーバッチなど、意思を表示するものを着用する。

* 当日・翌日に、車なしでの出勤を徹底する。 など

◇「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。」が徹底できるよう、「帰宅方法の事前確認」や「バッチ」の着用など、飲酒運転撲滅に有効な対策をお願いします。また、深酒した翌朝の「酒気帯び運転」などにも、注意喚起をお願いします。

- 6 わいせつ・セクハラ防止のために、『信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～』の研修資料を使って、研修・啓発活動を行いましたか。

ア	行った	27.1%
イ	その他の研修・啓発活動を行った	45.8%
ウ	行っていない	27.1%

・72.9%の学校が、わいせつ・セクハラ防止に関する研修・啓発活動を実施している。

・その他の研修・啓発活動

* 新聞記事やコンプライアンスハンドブックなどの資料を使用した。

* 町と合同の研修会を実施した。

* 個別面談を実施した。 など

◇今年度中にすべての学校で実施できるよう、後期に研修・啓発活動を計画的に実施してください。

- 7 『教職員の不祥事防止マニュアル』54ページにも示している「学校教育法第11条に規定する懲戒・体罰に関する考え方」を今年度前期の研修・啓発活動に使用しましたか。

ア	使用した	35.4%
イ	今年度後期の研修・啓発活動に使用する予定である	50.0%
ウ	今年度は使用する予定はない	14.6%

・85.4%の学校が、使用もしくは使用する予定である。

◇「学校教育法11条に規定する懲戒・体罰に関する考え方」は、教職員として知っておくべき内容です。文部科学省のホームページで確認できますので、周知をお願いします。

- 8 情報セキュリティ対策の第一歩として、机の上を片付ける「クリアデスク」に取り組みましたか。

ア	すでに取り組んでいる	56.3%
イ	まだ取り組んでいない	43.8%

・5割強の学校が、「クリアデスク」に取り組んでいる。

◇新聞紙上でも、頻繁に情報セキュリティ関連の記事が掲載されております。教職員の意識改革の第一歩として、「クリアデスク」の取組を進めてははいかがでしょうか。

- 9 長期休業日の勤務時間管理のために、どのような対策を行っていますか。

ア	休業日も職員朝会を行っている	2.1%
イ	始業時に出勤簿の確認を行っている	39.6%
ウ	その他の対策を行っている	50.0%
エ	特に対応していない	8.3%

・2.1%の学校が、授業日と同じように職朝を実施して勤務状況を確認している。

・約9割の学校が、出勤簿の確認や勤務区分表などで、勤務の状況を確認している。

・その他の対策

* 長期休業日中の勤務区分表(研修計画表・校務予定表)を確認している。

* 管理職が勤務の状況を確認する。

* 不定期に職朝を実施する。など

◇長期休業中は、通常とは異なる勤務形態となりますので、勤務時間に対してルーズになる可能性があります。また、危機管理の観点からも、教職員の所在は、明確に把握しておく必要があります。学校として、教職員の勤務状況を正確に把握できるシステムの検討をお願いします。

- 10 『コンプライアンスハンドブック』にも示している「教職員の懲戒処分の指針」・「標準的な処分量定」を今年度前期の研修・啓発活動に使用しましたか。

ア	使用した	91.7%
イ	今年度後期の研修・啓発活動に使用する予定である	8.3%
ウ	今年度は使用する予定はない	0.0%

・すべての学校が、今年度中に使用する予定である。

◇どのような行為が懲戒処分の対象となるかを知ることが、不祥事発生を抑止します。教職員が知っておくべきものとして、繰り返し研修等で確認してください。

◇「過去に停職処分を受けた者が、再度、停職処分相当の非違行為を行ったと認められる場合には、標準例にかかわらず、免職処분을基本とする。(H21.10.5施行)」と、指針の一部が改正されました。教職員への周知をお願いします。

◆ 本アンケートは、県立学校本校(中学校も含む)のコンプライアンス推進員と分校管理職に対して、コンプライアンス推進の取組状況を確認するため、平成21年9月17日付教コ室第38号により依頼したものである(回答数48)。

◆ 「4」と「8」は、四捨五入の関係で100.1%となっている。